（追補版）

堺市移動等円滑化促進方針

【中百舌鳥地区版】

令和６年10月

堺　市

目 次

1　移動等円滑化促進地区の選定・設定

（1）移動等円滑化促進地区とは

（2）移動等円滑化促進地区の基本的な考え方

（3）移動等円滑化促進地区の選定

（4）地区の特性・課題

（5）移動等円滑化促進地区、生活関連施設、経路の設定

（6）届出制度

2　まちあるき点検調査の概要

1　移動等円滑化促進地区の選定・設定

（1）移動等円滑化促進地区とは

　「移動等円滑化促進地区」とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第2条第23号に規定された要件等に該当する地区であり、「堺市移動等円滑化促進方針」において、優先的にバリアフリー化を促進する地区です。

移動等円滑化促進地区の要件

（バリアフリー法第2条第23号に基づく要件）

要件①　生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

原則として生活関連施設が概ね3つ以上あり、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区。

要件②　生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況、これらの将来の方向性の観点等を総合的に判断し、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区。

要件③　バリアフリー化を促進すること、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区

都市機能（高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等）の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区。

（2）移動等円滑化促進地区の基本的な考え方

　本市の「移動等円滑化促進地区」に係る基本的な考え方を以下の通り示します。

境界設定

移動等円滑化促進地区の境界は、可能な限り区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要です。

生活関連施設

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公的施設、福祉施設その他の施設」のことであり、生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図る必要があります。

　本市では、公共性の高い施設、施設規模が概ね2,000㎡以上となる建築物、駐車の用に供する部分（駐車マス）の面積が500㎡以上の路外駐車場等を生活関連施設として選定します。

生活関連経路

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」のことであり、生活関連施設の間を結ぶ道路、　駅前広場のほか、建築物内部の通路なども生活関連経路として定めることができます。生活関連経路に選定した経路は、バリアフリー化を図っていく必要があります。なお、本市では、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路を準生活関連経路として設定し、自動車交通の速度抑制策の実施等の安全対策を中心に実施する経路とします。

評価・見直しの視点　移動等円滑化促進方針については、特に期間を定めず、法改正や上位関連計画の変更、本市の課題等の変化等をふまえ、必要に応じて見直すこととしています。ただし、移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の整備状況等については、「堺市バリアフリー基本構想」と同様に、5年を基本として評価し、必要に応じて見直しを行います。

（3）移動等円滑化促進地区の選定

「1（1）移動等円滑化促進地区とは」及び「1（2）移動等円滑化促進地区の基本的な考え方」　をふまえ、今回は「中百舌鳥地区」を移動等円滑化促進地区として選定します。

選定の考え方・視点

要件整理

配置要件（生活関連施設の配置）

生活関連施設が徒歩圏内に集積している。

特定旅客施設を有している。

特定旅客施設とは、旅客施設（駅等）のうち、利用者数が相当数（1日あたり5,000人以上）であること、または相当数であると見込まれる、また、その他の政令で定める要件に該当する施設のことをいう。

課題対策要件（駅及び周辺機能の重要性）

鉄道、バスの乗り継ぎ等で多くの利用者が利用している

効果要件（都市機能の増進）

上位計画等で本市の中心的な拠点として位置付けられている

バリアフリー化を促進することで、都市機能の増進が見込まれる

中百舌鳥地区の選定理由

配置要件

中百舌鳥地区には堺商工会議所や堺市産業振興センター等の公的施設があるほか、　医療施設や商業施設等が立地している。

南海高野線中百舌鳥駅・大阪メトロ御堂筋線なかもず駅は駅前広場を有し、その周辺には公的施設、医療施設、商業施設などの生活関連施設が立地しているため、徒歩による移動が見込まれる。

南海高野線中百舌鳥駅の利用者数は1日あたり約53,000人、大阪メトロ御堂筋線の利用者数は1日あたり約64,000人であり、大阪メトロ御堂筋線については、本市内で最も利用者数が多い。加えて、交通結節点でもあることから、本市内の他の旅客施設と比べても、障害者や高齢者、子育て世帯等の利用者も多いと推察される。

課題対策要件

大阪メトロ御堂筋線、南海高野線、泉北高速鉄道等の交通結節点である。

南海高野線中百舌鳥駅では駅舎の改修が進められているが、その他の生活関連施設や道路等では、全体的に設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が見受けられる。

駅前広場では、都市拠点にふさわしい活力等を感じられる駅前空間の創出に向けて、利用者の利便性向上に資する乗継改善、公民連携による魅力等の創出、ウォーカブル空間の形成等の駅前広場再編の検討が進められている。

効果要件

上位計画である「堺市基本計画2025」において、本市における都市拠点の一つとして位置付けられている。

両駅の周辺を中心に多様な都市機能が集積する堺市の中心的な拠点であり、一体的に地区のバリアフリー整備を進めることが、都市機能の増進につながると考えられる。

上記をふまえ、中百舌鳥地区を選定する。

移動等円滑化促進地区の範囲は、駅周辺に主要施設が集積し、その全てが令和6（2024）年3月に策定したバリアフリー基本構想（改定版）【中百舌鳥地区版】における重点整備地区内に収まっていることから、バリアフリー基本構想上の重点整備地区に重ねる形で設定する。

（4）地区の特性・課題

地区の特性

中百舌鳥地区は、南海高野線中百舌鳥駅と大阪メトロ御堂筋線なかもず駅の周辺エリアで、両駅の周辺を中心に多様な都市機能が集積しています。

大阪メトロ御堂筋線なかもず駅は昭和62（1987）年に、御堂筋線が路線延伸することで開業し、その後駅周辺で土地区画整理事業が進められ、交通結節点として発展しました。

生活関連施設は駅周辺のみならず区域内全体に点在しており、公的施設や医療施設、商業施設等があります。

本地区では平成15（2003）年度に「堺市交通バリアフリー基本構想」の「南海高野線中百舌鳥駅・地下鉄なかもず駅周辺地区」が策定され、旅客施設や道路等のバリアフリー化が図られてきました。　また、令和6（2024）年3月には、同地区の交通バリアフリー基本構想の見直し・改定が行われ、「南海高野線中百舌鳥駅・地下鉄なかもず駅周辺地区」を『中百舌鳥地区』として改め、堺市バリアフリー基本構想（改定版）【中百舌鳥地区版】が策定され、バリアフリー化が推進されています。

地区の課題

中百舌鳥地区は、交通バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいます。南海高野線中百舌鳥駅では駅舎の改修が進められていますが、その他の生活関連施設や道路等では、全体的に設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が見受けられます。また、令和6（2024）年3月に策定された堺市バリアフリー基本構想（改定版）【中百舌鳥地区版】で新たに生活関連経路に指定された道路では、歩道に点字ブロック敷設等の整備がされていない箇所や、凸凹の舗装面、駐車車両や看板の歩道へのはみ出し等もあり、今後整備、改善をしていく必要があります。

生活関連施設については、築年数が相当期間を経過しており、バリアフリーの考え方に基づいた設計がなされていない施設も含まれるため、バリアフリー化の整備が充分でない部分への対応が求められます。

また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーについては、各事業者の自主的な取組により個別に事業が実施されてきました。今後は、地区内において一体的な心のバリアフリーや情報のバリアフリーを実現するため、既存設備の改善や、より一層のソフト事業推進が求められます。

大阪メトロ御堂筋線、南海高野線、泉北高速鉄道等の交通結節点である中百舌鳥駅前においては、都市拠点にふさわしい活力等を感じられる駅前空間の創出に向けて、利用者の利便性向上に資する乗継改善や公民連携による魅力等の創出、ウォーカブル空間の形成に向けた駅前広場再編の取組を進めます。

（5）移動等円滑化促進地区、生活関連施設、経路の設定

「中百舌鳥地区」における移動等円滑化促進地区、生活関連施設・生活関連経路は、次のとおりです。

中百舌鳥地区における生活関連施設

公的施設　　堺商工会議所・堺市市産業振興センター

保健・医療・福祉施設　　医療法人方佑会 植木病院

商業施設　　ライフなかもず店（エディオンなかもず店）

その他の施設（路外駐車場）　　タイムズなかもず第14・タイムズエディオンなかもず店第2

鉄道駅　　南海高野線中百舌鳥駅　大阪メトロ御堂筋線なかもず駅

（6）届出制度

多くの人が利用する旅客施設や旅客施設に隣接する駅前広場や道路は、移動の連続性が確保されることが重要です。しかし、旅客施設と道路の境界部分は施設設置管理者が変わるため、一般的に連続したバリアフリー化が担保されにくい傾向があると言われています。

そのため、バリアフリー法第24条の6の規定により公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進区域内において、生活関連施設である旅客施設や生活関連経路の改良等にあたり、他の施設と接する部分（出入口等）の構造の変更等を行う場合、行為着手の30 日前までに市へ届け出なければならないこととされています。

中百舌鳥地区において届出制度の対象となる範囲

届出の対象となる施設　南海中百舌鳥駅・大阪メトロ御堂筋線なかもず駅　北側駅前広場　南側駅前広場

届出の範囲　北側駅前広場との連続性確保　南側駅前広場との連続性確保

2　まちあるき点検調査の概要

実施日時令和5（2023）年9月25日（月）10：00～12：30

まちあるき点検調査

意見交換会

対象施設　南海高野線　中百舌鳥駅　大阪メトロ御堂筋線　なかもず駅

ライフなかもず店周辺市道、府道堺富田林線等（追加生活関連経路等）

参加者　身体障害者団体代表者2名　視覚障害者団体代表者2名

聴覚障害者団体代表者1名　知的障害者団体代表者2名

公共交通事業者4名　公安委員会（警察）1名

バリアフリー化検討委員会委員1名　介助者3名　手話通訳者2名

要約筆記者2名　市関係者 20名　計40名

（追補版）堺市移動等円滑化促進方針【中百舌鳥地区版】

　令和　6（2024）年10月

　堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

　〒590-0078

　堺市堺区南瓦町3番1号　堺市役所本館7階

　電話番号：072-228-0375　　ファックス：072-228-7853

　ホームページ：https://www.city.sakai.lg.jp/

　堺市配架資料番号　1-F1-24-0190